

日常生活用具の種類と対象者

	種目	対象者	性能等
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者等	頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
		寝たきりの状態にある難病患者等	
	特殊マット(A)	下肢又は体幹機能障害1級以上であり、常時介護を要する身体障がい者	褥瘡の防止、失禁等による汚染又は損耗を防止できるもの
		下肢又は体幹機能障害2級以上であり、常時介護を要する身体障がい児（原則として3歳以上の者とする。）	
		重度(A1)又は最重度(A2)の知的障がい者等	
		寝たきりの状態にある難病患者等	
	特殊マット(B)	下肢又は体幹機能障害1級以上であり、常時介護を要する身体障がい者（ただし、医師の意見書等によりその必要性が認められる者）	送風装置又は空気調整装置を備えた空気パッド装着された空気マットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの
		下肢又は体幹機能障害2級以上であり、常時介護を要する身体障がい児（原則として3歳以上の者で、医師の意見書等によりその必要性が認められるものとする。）	
		寝たきりの状態にある難病患者等	
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級であり、常時介護を要する身体障がい者等（原則として学齢児以上の者とする。）	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの
排泄に介助を要する難病患者等			
入浴用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上であり、入浴に介助を要し座位保持困難等により、当該用具に抛らなければ入浴が不可能な身体障がい者等（原則として、3歳以上の者とする。）	障がい者等を乗せたままリフト装置により入浴させるもの	
入浴用キャリー	下肢又は体幹機能障害2級以上であ	介助者が容易に使用し得るもの	

	ベルト	り、入浴に介助を要する身体障がい者等（原則として学齢児以上の者とする。）	
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上であり、下着交換、褥瘡予防等に当たり介助を要する身体障がい者等（原則として、学齢児以上の者とする。）	介助者が障がい者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
		寝たきりの状態にある難病患者等	
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上であり、寝台と車椅子間等の移乗、階段の昇降等に当たって介助を要するの身体障がい者等（原則として、3歳以上の者とする。）	介助者が障がい者等を移動させるのに容易に使用し得るもの（住宅改修を伴うものを除く。）
		下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい児（原則として、3歳以上の者とする。）	原則として、付属のテーブルをつけるものとする。
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい児（原則として、3歳以上の者とする。）	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの
		下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	
自立生活	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障害があり、入浴に介助を要する身体障がい者等（原則として、3歳以上の者とする。）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者等又は介助者が容易に使用し得るもの（住宅改修を伴うものを除く。）
		入浴に介助を要する難病患者等	
支援用具	便器(A)	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者等（原則として、学齢児以上の者とする。）	臥床状態にて臀部下に差し込んで使用する便器
		常時介護を要する難病患者等	
	便器(B)	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者等（原則として、学齢児以上	既存の和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（住宅改修を伴うものを除

	の者とする。)	く。)
	常時介護を要する難病患者等	
便器(C)	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者等（原則として、学齢児以上の者とする。)	既存の洋式便器の上に置いて高さを補うもの（住宅改修を伴うものを除く。)
	常時介護を要する難病患者等	
便器(D)	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者等（原則として、学齢児以上の者とする。)	便座、バケツ等からなり、移動可能である便器
	常時介護を要する難病患者等	
特殊便座	上肢障害2級以上の身体障がい者等（原則として、学齢児以上の者とする。)	洋式便器の上に置き、ボタン操作によって排泄処理の機能を有するもの（住宅改修を伴うものを除く。)
	重度(A1)又は最重度(A2)の知的障がい者等であり、訓練を行っても自ら排泄後の処理が困難な者	
	上肢機能に障害のある難病患者等	
T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有しており、補装具により杖の給付を受けていない身体障がい者等（原則として、学齢児以上の者とする。）。ただし、比較的障害の程度が軽度で、歩行補助杖の使用により歩行機能が補完される者に限る。	障がい者等が容易に使用し得るもの
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障がい者等で、家庭内の移動等において介助を必要とする者	転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等のための手すり、スロープ等であり、障がい者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの（住宅改修を伴うものを除く。)
	下肢が不自由な難病患者等	
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で転倒等により頭部を強打するおそれのある者とする。)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの

	<p>る身体障がい者等</p> <p>重度(A1)又は最重度(A2)の知的障がい者等で、頻繁に転倒する者</p> <p>精神保健福祉手帳の交付を受けた者等又は自立支援医療（精神通院）を受給している者等で、頻繁に転倒する者</p>	
火災警報器	<p>障害等級2級以上の身体障がい者等（火災の発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）</p> <p>重度(A1)又は最重度(A2)の知的障がい者等（火災の発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）</p>	<p>室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。聴覚障がい者用火災警報器については、室内の火災を煙又は熱により感知し、受信機等により、音、光、振動又は文字で火災発生を知らせ得るもの</p>
自動消火器	<p>障害等級2級以上の身体障がい者等（火災の発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）</p> <p>重度(A1)又は最重度(A2)の知的障がい者等（火災の発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）</p> <p>難病患者等（火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）</p>	<p>室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの</p>
電磁調理器	<p>視覚障害2級以上の身体障がい者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）</p> <p>重度(A1)及び最重度(A2)の知的障がい者（知的障がい者のみの世帯及びこれ</p>	<p>視覚障がい者が容易に使用し得るもの</p> <p>知的障がい者が容易に使用しえるもの</p>

		に準ずる世帯に属する者に限る。)	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の身体障がい者等 (原則として、学齢児以上の者とす る。)	視覚障がい者等が容易に使用し得るもの
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の身体障がい者(聴 覚障がい者のみの世帯及びこれに準ず る世帯に属する者に限る。)	音、声音等を視覚、触覚等により知覚で きるもの(サウンドマスター、聴覚障が い者用目覚時計及び屋内信号装置を含 む。)
	特殊食器 (皿、保温食 器、スプーン 等)	障害等級2級以上の身体障がい者等 重度(A1)又は最重度(A2)の知的障がい 者等	障がい者等が容易に使用し得るもの
在宅療養等支援用具	動脈血中酸素飽和度測定装置 (パルスオキシメーター)	呼吸機能障害3級以上の身体障がい者 等	障がい者等が容易に使用し得るもの(モ ニタリング機能なし)
			呼吸状態を継続的にモニタリングするこ とが可能な機能を有するもの(モニタリ ング機能あり)
		人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	難病患者等が容易に使用し得るもの(モ ニタリング機能なし)
			呼吸状態を継続的にモニタリングするこ とが可能な機能を有するもの(モニタリ ング機能あり)
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の身体障がい者 等(原則として、3歳以上の者とす る。)	透析液を加熱し、一定温度に保つもの	
ネブライザー (吸入器)	呼吸機能障害3級以上の身体障がい者 等	障がい者等が容易に使用し得るもの	
	呼吸機能に障害のある難病患者等		
電気式たん吸引器	呼吸機能障害3級以上又は同程度の障 害があり、医師の意見書等により当該 用具の使用が永続的に必要と認められ る身体障がい者等	介助者が容易に使用し得るもの	
	呼吸機能に障害のある難病患者等		

	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障がい者等	障がい者等が容易に使用し得るもの
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害2級以上の身体障がい者等（原則として、学齢児以上の者とする。）	障がい者等が容易に使用し得るもの
	盲人用体重計	視覚障害2級以上の身体障がい者等（原則として、学齢児以上の者とする。）	障がい者等が容易に使用し得るもの
	盲人用血圧計	視覚障害2級以上の身体障がい者（40歳未満の者については、医師の意見書等により血圧計の必要性が認められるものに限る。）	障がい者が容易に使用し得るもの
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害であって、発声・発語に著しい障害を有する身体障がい者等（原則として、学齢児以上の者とする。）	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体障がい者等が容易に使用し得るもの
	情報・通信支援用具	上肢機能障害2級又は視覚障害2級以上の身体障がい者等（原則として、学齢児以上の者とする。）	障がい者等が情報機器（パーソナルコンピュータ）を使用するに当たり、障害があるがゆえに必要となる周辺機器やソフト等で、障がい者等が容易に使用し得るもの ア 上肢機能障がい者等 インテリキー、ジョイスティック等 イ 視覚障がい者等 画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害（原則として視覚障害2級かつ聴覚障害2級以上）を有する身体障がい者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字により示すことのできるもの
	点字器	視覚障害2級以上の身体障がい者等（原則として、学齢児以上の者とする。）	障がい者等が容易に使用し得るもの
	点字タイプライ	視覚障害2級以上の身体障がい者等	障がい者等が容易に使用し得るもの

ター	で、就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の身体障がい者等（原則として、学齢児以上の者とする。）	録音再生機 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、障がい者等が容易に使用し得るもの 再生専用機 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、障がい者等が容易に使用し得るもの
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の身体障がい者等（原則として、学齢児以上の者とする。）	文字情報と同一紙面上に掲載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障がい者等が容易に使用し得るもの
視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい者等であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者（原則として、学齢児以上の者とする。）	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの
盲人用時計（触読式・音声式）	視覚障害2級以上の身体障がい者等で、音声式時計については、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者とする。（原則として、学齢児以上の者とする。）	障がい者等が容易に使用し得るもの
聴覚障がい者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる身体障がい者等（原則として、学齢児以上の者とする。）	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障がい者等が容易に使用し得るもの 受話音を増幅させる機能を有するもので、障がい者等が容易に使用し得るもの 相手の声を頭部（耳の後ろ）などの骨に

		振動させて伝える機能を（骨導式）を有するもの
聴覚障がい者用 情報受信装置	聴覚障がい者等であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、障がい者等が容易に使用し得るもの
携帯用信号装置	聴覚障がい者等であって、本装置により呼び出しを感知できる者	呼び出しを、無線により双方向で感知し振動による伝達が可能な機器
人工喉頭	喉頭を摘出している身体障がい者等	笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き、構音化するもの
		電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの
	喉頭を摘出している身体障がい者等で、常時埋込型の人工喉頭を使用し、シャント法による発声をするもの	人工鼻 常時埋込型の人工喉頭を使用してシャント発声をするために必要な消耗部品（人工鼻カセット接続器具及び接続器具と皮膚の接着剤・剥離剤を含む。）
点字図書	視覚障害があり、主に点字により情報を入手する障がい者等	点字により作成された図書で、月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする。
地デジ対応ラジオ	視覚障害2級以上の身体障がい者等 （原則として、学齢児以上の者とする。）	障がい者等が容易に使用し得るもの
排泄管理 支援	ストーマ装具	尿路系ストーマ 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付きのもの
		消化器系ストーマ

用具			低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋
	紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障害の者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等の衛生用品
	収尿器	高度の排尿機能障がい者等	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの
居宅生活動作補助用具	住宅改修費	下肢、体幹機能又は脳原性運動機能障害（移動機能障害に限る。）3級以上の障がい者等（特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者に限る。原則として学齢児以上の者とする。）	障がい者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの（範囲） ア 手すりの取り付け イ 段差の解消 ウ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更（宅地内の通路の改修を含む。）
		下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	エ 引き戸等への扉の取替え オ 洋式便器等への便器の取替え カ ア～オに掲げる住宅改修に付帯して必要となる住宅改修